

平成18年度 事後評価書〔要旨〕

平成19年2月

施策名	民間能力の活用による産業インフラの整備		
施策開始時期 ～終了時期	昭和61年～平成18年	総投入コスト (予算執行額)	126億円(昭和61年度～平成17年度)
1. 施策の目的・目標及びその達成状況			
施策目的	<p>経済社会基盤の充実に資する研究開発や企業化を行うためのインキュベータ施設や情報化関連施設など(特定施設)の整備を民間事業者の能力を活用して促進する「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法」(以下「民活法」という。)に基づき、新たな産業インフラを整備することにより、内需拡大を通じた地域経済の活性化、国民経済の発展等を図る。</p>		
施策目標・指標	<p>特定施設の整備を促進し、地域における産業構造を高度化し、新規産業の創出、雇用機会の拡大を図る。 (指標:認定事業件数、施設活用状況、総投資規模(民間投資含む)、地域への波及効果等)</p>		
施策の実績、効果 目的・目標の 達成状況	<p>特定施設の整備を通じ、国内における投資拡大・雇用創出に貢献するとともに、地域における産業構造の高度化に寄与し、当初の目的を概ね達成した。</p> <p>(1) 民活法に基づく支援措置により、<u>全国で185件(うち経済産業省所管施設85件)の施設が整備・開業された</u>。民間投資も含めた総投資規模は約1兆4,350億円(経済産業省所管施設分)である一方、これまでの支援措置を通じて投入された政策コスト(地方自治体等による追加支援措置等は含まず)は、割引前総額927億円、割引後総額約1,073～1,467億円と試算される。したがって、公的支援措置の投入により、約10～13倍の投資を引き出したと言える。</p> <p>また、民活施設の建設時・運営時それぞれでもたらされる地域への波及効果を産業連関分析により試算した結果、例えば1号施設(研究開発・企業化基盤施設(リサーチコア))として6,869億円、7号施設(地域情報管理基盤施設等)として1兆3,010億円、13号施設(高度商業基盤施設)として5,175億円の経済効果が試算されるなど、関連の公共投資及び民間投資、さらには雇用創出効果等を含め、<u>大きな内需拡大効果があったと考えられる</u>。</p> <p>ただし、近年、認定事業件数は減少傾向にあり、過去5年間における認定事業件数は、全国で6件(うち経済産業省所管施設1件)となっている。</p>		

	<p>(2) 民活法に基づく支援措置により整備された産業基盤施設は、地域経済の中核的拠点として運用されているところが多く、<u>地域における技術革新、情報化、国際化等に大きく寄与してきた。</u></p> <p>①技術革新 全国各地に整備された研究開発・企業化基盤施設(1号施設)の整備により、これまで400社以上の研究開発企業が創出され、地域の産学官交流が活性化した。</p> <p>②情報化 全国主要都市で整備された特定高度情報化建築物(7号施設)には、総計1千社に及ぶテナントが入居しており、地域情報サービスの向上や周辺地区への関連産業の誘致等が進んだ。</p> <p>③国際化 大都市圏を中心に整備された国際展示場・会議場(5号施設)には年間約740万人が訪れるとともに、国際ビジネス交流基盤施設(8号施設)の整備により外資系企業の日本進出が進んだ。</p> <p>(3) 民活法が先駆けとなって公共事業に民間活力を活用する方式が確立し、個別分野における支援措置の拡充やPFI制度等の新たな枠組みの整備につながった。</p> <p>(4) 一方、民間事業者の経営状況を見ると、平成16年度の収支状況が把握できる商法法人64社のうち、単年度黒字転換40社(62.5%)、累積損失解消26社(40.6%)、債務超過8社(12.5%)という状況となっており、大半の施設は当初計画に基づき順調に運営されているものの、一部には財政状況が厳しい民間事業者も存在する。特に、一部の施設においては、バブル崩壊等の経済情勢の変化もあり、事前の計画段階の見直しを余儀なくされている事業者も存在する。これら施設については、出資者である地方自治体や民間企業等関係者の協力を得つつ、事業の見直しやコスト削減など最大限の経営努力が行われており、必要に応じて法的な再生手続に移行する例も見られる。</p>
<p>原因・外部要因 ・今後の課題</p>	<p>(1) 民活法は、以下のような制度上の問題点が存在することから、より柔軟な支援制度の整備とともに利用件数が減少したと考えられる。</p> <p>① <u>支援対象の画一性</u> 民活法は、「施設」というハードの整備を主眼としており、支援対象となる施設要件(設置すべき施設の種類及び規模)が法律及び主務大臣の定める基本指針において細かく規定されている。例えば、会議室や研修施設については、公益性の維持の観点から一律に面積要件が基本指針に規定されており、当初の目的を十分に果たし、利用状況が低くなった場合でも該当施設の維持が事実上義務づけられている。また、共用施設の面積や関連機器等の設備要件が初期投資額を肥大化させ、収支を圧迫させているとの指摘もある。 このように、民活法においては、制度上の制約から、施設の整備・運営段階で、地域ごとの特性や経済環境の変化に合わせた民間の</p>

創意工夫を十分に生かし柔軟に事業を実施することができていないとの問題がある。今後の政策立案にあたっては、PFIを中心に導入が進みつつあるいわゆる「性能発注」の考え方(行政は事前に詳細な仕様等を指定せず、機能を定義し得る性能等のみを示し、詳細な仕様は民間事業者の創意工夫に委ねる発注方式)を重視すべきであると考えられる。

また、一部の事業者における取組に見られるとおり、公的な事業分野において収益力を向上させていくためには、関連する分野で収益を上げるための仕組みを構築することも認められる必要がある。このため、今後は、このような民間事業者の経営努力を阻害しないような枠組みを整備する必要がある。

さらに、民活法により整備された既存施設は、補助金適正化法等の規制から施設の柔軟な転用が困難である。民間の創意工夫を活用する観点からは、こうした取扱いを柔軟化することも検討すべきである。特に、実際の施設運営は長期にわたることが多く、経済情勢等によりその施設の意義も変化していくことから、事前の計画により運営方法を縛るのではなく、地域特性等に応じ柔軟に民間の創意工夫を認めていく必要がある。

② 支援方式の問題(第三セクター方式の優遇)

民活法及び同法に基づく関連法令は、租税の減免措置や無利子融資制度等を認めるにあたり第三セクターが事業実施体であることを要件としており、純粹民間事業者の場合は制度が利用できないという問題点が指摘されている。

今後の地域開発においても、官による一定の出資が求められる場合も想定されるものの、現在のPFI等に見られるとおり、公的な事業の実施体は第三セクターだけに限定されるものではなくってきており、官による出資の有無により支援措置に差異を設けることは適当ではないと考えられる。

なお、民活法における第三セクター方式の活用をきっかけに、公的な事業分野における官民の役割・責任分担の明確化の必要性が認識されたことにより、その後のPFIスキームでは、事前の契約により官民の役割分担の明確化するとともに、透明性の高い参入プロセスの確保等の工夫が図られるようになってきている。

③ 支援対象の硬直性(政策的意義の低下)

民活法の支援対象の中には、法制定時と比べ政策的意義が低下した施設も存在するが、民活法は支援対象施設を厳格に法定しており、社会ニーズに合わせた柔軟な施設整備を支援できないとの問題があった。また、インキュベーション施設やリサイクル施設など、政策的意義が高い施設も存在するが、これらには既に個別施策によってより充実した支援措置が講じられており、民活法による支援ニーズが低下している。

ただし、例えばインキュベーション施設については、大学や企業等との有機的連携を促進することにより、我が国における研究開発活動を活性化することが期待されているところであり、民活法の支援措置が無くなった場合においても、直ちにこれら施設の運営等に悪影響が生じないよう、政府として支援を継続していくことが必要である。

(2) 経営状況の厳しい事業者については、当初計画の見通し、特に収入部分の見通しが甘かったこと、特にバブル経済下の風潮に流され非現実的な想定を下に計画を策定していることなどが問題点として挙げられる。このように事業計画の見通しの甘さ等を招いた原因として、①

	<p>地方自治体等において施設整備による税収増効果も含めた事業採算性に関する分析が十分に行われていなかったこと、②第三セクター方式により官民の役割分担が不明確であったことにより、事前の計画段階や運営段階においてチェック機能が十分に働かなかったこと、③事業資金を融資した金融機関においても、事実上自治体に対する与信として融資が実行されたため、事業そのものに対する効果的なモニタリングが十分に行われなかったことなどが挙げられる。</p>
<h2>2. 今後の施策の見直し・改善策</h2>	
<p>今後の方向性</p>	<p>【廃止】 民活法に基づく本施策は、当初の法目的を概ね達成したと考えられることから、当初の期限どおり平成18年5月29日をもって民活法は廃止された。これに伴い、当該施策は終了。</p>
<p>具体的改善策</p>	<p>－（施策終了のため）</p>
<p>次回評価時期</p>	<p>－（施策終了のため）</p>